

施設の利用について（学校施設開放）

1. 学校施設開放の目的

学校体育施設を学校教育に支障のない範囲で、地域住民に開放することで、広く社会体育および社会教育の場を提供し、生涯スポーツの振興と地域住民の心身の健全な発達を図ることを目的とする。

2. 利用対象者

- (1) 市内の区・自治会・自治振興会
- (2) 教育委員会に登録したスポーツ活動・レクリエーション活動を行う団体（登録団体）

登録団体基準

- ・甲賀市に在住・在学・在勤する会員が過半数かつ10名以上で構成された団体。
- ・成人指導者を有する、使用責任者の明確な団体。
- ・新たに年間登録する場合は3か月間仮登録とし、その間の使用状況が優良であった団体。
- ・月1回以上のスポーツ、レクリエーション活動を同一施設で行う団体。
- ・行政機関等が行う研修会及び事業等に積極的に参加するよう努める団体。
- ・学校施設の清掃活動等の要請があった場合は協力する団体。
- ・本拠地が市内にある（主に市内で活動している）団体。
- ・営利を目的とする活動またはこれに類する行為を行わない。会員等が報酬を得ていない。
- ・特定の政党を支持または反対するための政治活動を行わない。
- ・特定の宗教のための活動を行わない。
- ・暴力団または暴力団の統制下にある団体ではない。

- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他教育委員会が適当と認めた団体 ※ 事業内容で使用許可を判断

3. 登録団体について

【登録申請用紙の提出】

申請窓口：水口地域学校・・・水口体育館
甲南地域学校・・・甲南B&G海洋センター
土山地域学校・・・甲賀市教育委員会 社会教育スポーツ課
甲賀地域学校・・・甲賀市教育委員会 社会教育スポーツ課
信楽地域学校・・・信楽中央公民館

※複数施設で登録する場合は、申請書に登録希望施設をすべて記載のうえ、申請窓口施設のうち1か所で提出可能。WEB申請の場合は施設に提出不要。

- (1) 自主活動団体の登録をしようとするときは、甲賀市立学校施設開放使用自主活動団体登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、甲賀市教育委員会に提出しなければならない。※WEB申請の場合はその限りではない。
 - ① 会員名簿（様式第2号）
様式第2号の必要事項が記入された名簿であればコピーでもよい
 - ② その他甲賀市教育委員会が必要と認める書類等
- (2) 甲賀市教育委員会は、前項の申請書の提出があった場合において、相当と認めたときは、登録（以下「登録団体」という。）を行うものとする。
- (3) 登録期間は、登録の日の属する年度末までとする。

【登録の取り消し】

甲賀市教育委員会は、登録団体が次の各号に該当するとき登録を取り消すことができる。

- (1) 甲賀市立学校施設開放条例第9条の各項に該当したとき
- (2) 自らの営利のための事業を行ったり、他の営利事業に団体の名称を利用させるような行為をしたりしたとき
- (3) 特定の政党を支持し、または、これに反対するための政治活動をしたとき
- (4) 特定の宗教のための宗教活動をしたとき
- (5) 登録団体から取り消しの申し出があったとき
- (6) 社会的信用を失墜するほか、本要項の趣旨に反する活動をしたとき
- (7) **安易な(※)キャンセルを繰り返したとき**
「安易な」とは3か月連続で同じ学校施設を自己都合によりキャンセルした場合を指す
- (8) 厳守事項が守られず、指導が入っても利用が改善されなかったとき
- (9) その他、甲賀市教育委員会が登録団体として不適格と認めたとき

【登録内容の変更】

登録申請後登録内容に変更が生じたときは、甲賀市立学校施設開放使用自主活動団体登録内容変更報告書（様式第3号）を速やかに提出しなければならない。

【指導及び助言】

甲賀市教育委員会は、この要項の適正な実施を確保するため必要と認めたとき、登録団体に対して指導及び助言を行うことができる。

【登録団体の紹介があった際の処理方法】

- (1) 市民、行政機関等の求めに応じ、登録団体に関する情報を提供することができる
- (2) 登録団体との交渉は、原則として登録団体の紹介を求めた市民、行政機関等が行うものとする
- (3) 登録団体の団体名、活動内容、活動日時、活動場所については、市のホームページに掲載する。

4. 利用手続きについて

施設利用日時、場所を学校に事前確認のうえ、甲賀市立学校施設利用申請書を使用する学校を通じ、教育委員会に提出する。

(利用日時、利用区分、入場(利用)予定者数など記入漏れに注意)

利用申請は当月(申請月)含む4か月先まで行うことができる。

※甲賀市立学校施設利用申請書は学校や登録申請窓口の施設にて配布

【減免措置とその申請方法について】

(1) 減免措置について

以下の目的に使用する場合は、使用料等の一部又は全部を免除することができる。

- ① 市内の区・自治会・自治振興会が、自治事業を行うために使用する
とき
- ② 市内の生涯スポーツ推進を目的とする団体(登録団体)の利用
- ③ 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が、社会教育に関する事業を行うために使用する
とき
- ④ 公用または公益を目的とする事業を行うために使用する
とき
- ⑤ その他、公益のために使用する
場合で、教育委員会が特別な事由があると認めたとき

(2) 減免申請用紙の提出

使用料の減免を希望する登録団体は、甲賀市立学校体育施設使用料減免申請書(別紙)を甲賀市長に提出して、承認を受けなければならない。

※WEB申請の場合はその限りではない。

提出窓口：水口地域学校・・・水口体育館
甲南地域学校・・・甲南B&G海洋センター
土山地域学校・・・甲賀市教育委員会 社会教育スポーツ課
甲賀地域学校・・・甲賀市教育委員会 社会教育スポーツ課
信楽地域学校・・・信楽中央公民館

※複数施設で登録する場合は、申請書に登録希望施設をすべて記載のうえ、申請窓口施設のうち1か所で提出可能。WEB申請の場合は施設に提出不要。

5. 使用上の厳守事項

開放校の体育施設を利用するときには、下記事項を厳守しなければならない。

【体育館・グラウンド共通事項】

- ① 施設の使用条件を守り、教育委員会・学校の指示に従うこと。
- ② 施設を利用する団体ごとに管理指導員を置くこととし、管理指導員は、施設利用中は責任をもって管理監督にあたる。
- ③ 利用許可された体育施設以外の施設を利用したり、校舎、校庭、芝生等に立ち入り、物品、植木、建物等を破損したりしないこと。ただし、手洗い場、トイレ・更衣室等の付帯施設の利用は、決められた場所のみの使用とする。
- ④ 体育施設およびその付帯施設、使用物品を破損したときは、学校及び社会教育スポーツ課に申し出て、その指示に従い弁償すること。
- ⑤ 鍵の管理には十分に気をつけ、紛失等の事故を起こした場合、速やかに社会教育スポーツ課に報告するとともに施設の管理のために必要な金額を弁償すること。
- ⑥ キーボックスでの、年間登録団体への鍵の貸し出しは一団体一個とする。
- ⑦ **学校敷地内は全面禁煙とする。**
- ⑧ 校地内での火気の使用は禁止する。
- ⑨ 用具は、利用前の形や場所に必ず復元すること。

- ⑩ 利用可能な備品等については次のものに限る。(利用者で用意できるものは原則として学校施設の備品は使用しない)
- ・ バレーボール用ポール、ネット、審判台、得点板、アンテナ
 - ・ バスケットボール用バックボード
 - ・ 卓球台、卓球用ネット、サポート
 - ・ バドミントン用ポール、ネット
 - ・ サッカーゴール、ラインカー
 - ・ 清掃用具、グラウンドレーキ、モップ
- ⑪ 利用後は、モップやレーキをかけて清掃・整備を行い、ゴミは必ず持ち帰ること。
- ⑫ **施設利用後は学校開放利用報告書に記入し使用施設に提出すること。**
- ⑬ 自動車や自転車等の車両は、定められた場所に駐車することとし、いかなる理由があろうともグラウンドには乗り入れないこと。
- ⑭ **複数の施設を同時時間帯で重複予約しないこと。**

【体育館厳守事項】

- ① 利用時間内で準備・使用・清掃・戸締りまで行い、利用時間を守ること。また、利用後は速やかに学校敷地内から退去すること。
- ② 体育館用シューズを使用し、土足は厳禁とする。
- ③ 体育館のフロアや壁を保護するため、むやみに貼り紙やラインテープを貼らないこと。貼るときには学校長の了承を得ること。
- ④ 体育館のフロアでの飲食は禁止とする。
- ⑤ 体育館内にある備品は、指定されたもの以外は使用しないこと。

【グラウンド厳守事項】

- ① 利用時間内で準備・使用・清掃・グラウンド整備まで行い、利用時間を守ること。また、利用後は速やかに学校敷地内から退去すること。
- ② 投入するコインは指定のものを使用し、毎月の使用許可書を提示すること。
- ③ グラウンドコンディションの悪い場合は使用しないこと。グラウンドコンディションの悪い場合とは、利用後に原状回復ができないと判断できる場合とする。

6. 利用の中止と変更

教育委員会は、体育施設の利用を許可した後においても、以下の場合には運営委員会と協議して、中止または利用日時の変更を行うことができる。

- ① 学校教育に支障があるとき
- ② 学区全体の行事が行われるとき
- ③ 利用者が、許可条件に違反したとき
- ④ 利用者が、厳守事項を守らなかったとき
- ⑤ 天候等の関係で、施設の利用が困難と認められたとき（警報発令時は利用不可）
- ⑥ その他、教育委員会が利用困難と認めたとき

7. 傷害保険の加入

学校施設開放利用者は、登録と同時にスポーツ安全協会保険に加入することを原則とする。もし、保険の対象となる事故が起こった場合、管理指導員並びに利用責任者は、教育委員会に速やかに事故報告をしなければならない。